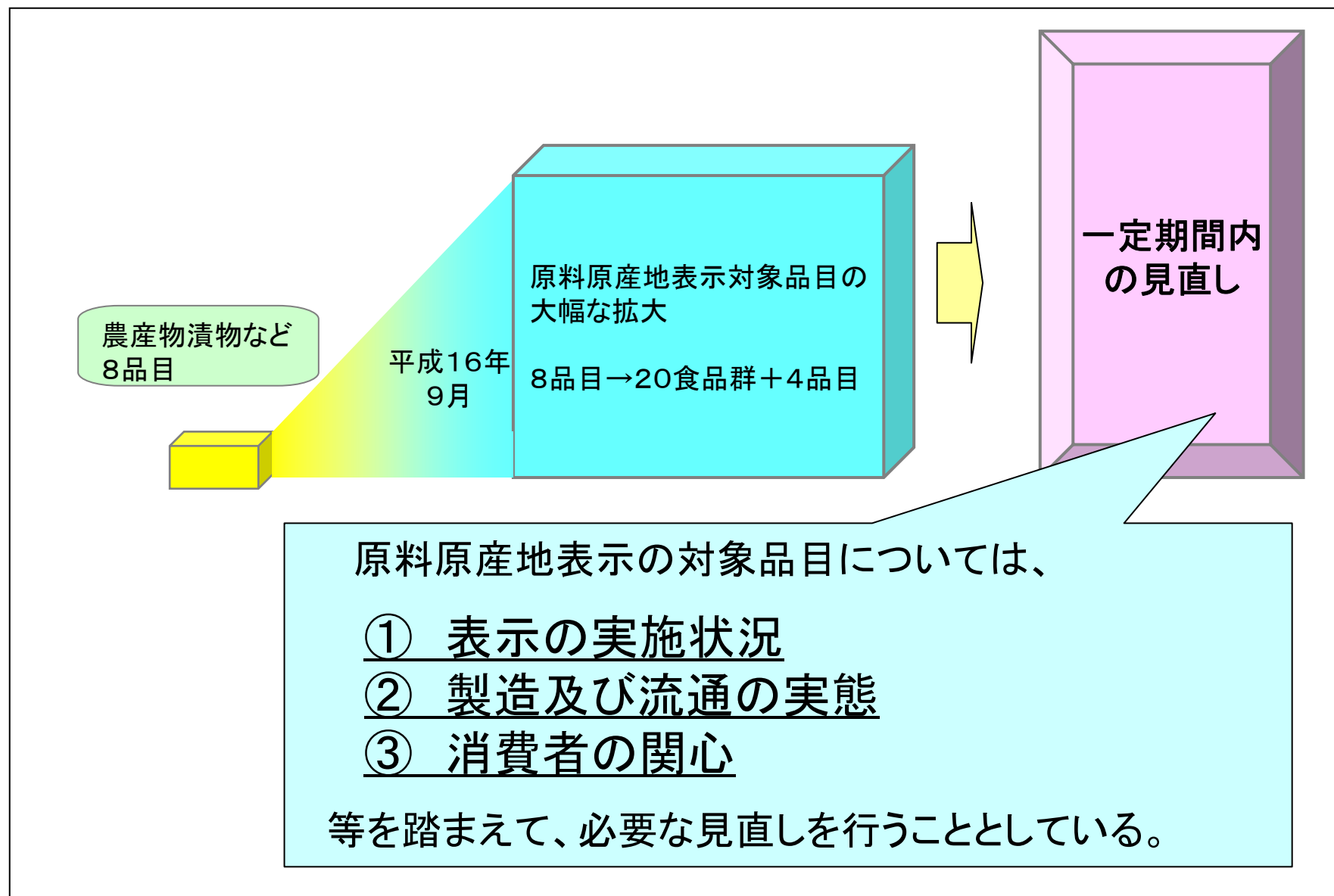


加工食品の原料原産地表示の義務化対象品目の見直しについて

資料4

1 加工食品の原料原産地表示対象品目の見直しについて

＜第24回共同会議資料より＞



(食品の概念図)

生鮮食品	○ 全ての生鮮食品には原産地表示が義務づけ
加工食品	20食品群 原産地に由来する原料の品質が製品の品質に影響 (加工度が低い、生鮮食品に近いもの) 実行可能性 必要性 できるだけ 表示して欲しい 原産地に由来する原料の品質が製品の品質に影響しない (加工度(調理、調味、精製、抽出等)が高いもの) 例: マーガリン、キャンデー 等

(参考)「JAS制度のあり方検討会 最終報告(2004年10月)」

※ 「Ⅰ 検討に当たっての基本的な視点 3 品質表示基準のあり方」より抜粋

最近の食の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえれば、事業者が消費者に対し、義務表示事項だけでなく、飲食料品の生産過程を含む「品質」に関する正確な情報を自ら積極的に開示することは、消費者の利便の一層の向上につながるだけでなく、事業者にとっても消費者から高い評価を得る絶好の機会となると考えられる。

このため、今後のJAS制度においては、

- (1) 品質表示基準により、飲食料品に関して事業者が消費者に最低限伝えるべき情報についての表示を義務付ける、
- (2) 義務表示事項ではないが、消費者の商品選択に有益な情報で、その情報について表示又は公表可能な事業者が一定程度見込まれるものについては、JAS規格制度を活用し、第三者認証を前提とした情報開示を推進する、
- (3) (1)及び(2)以外の事項についても、事業者が自主的かつ積極的に商品情報を開示することが望まれる一方で、消費者に対する誤認を防止する必要があることから、品質表示基準の一般誤認防止ルールにより内容物を誤認させるような表示を禁止する

という基本的な考え方の下、事業者の消費者に対する積極的な情報開示を推進していくことが重要である。

2 加工食品の原料原産地表示の対象品目の見直しの視点

検討事項1:20食品群を選定した考え方を現時点で変更するのか

(見直しの要件等との関係)

「① 表示の実施状況」

- ・ 20食品群の表示状況は、平成17年8月の調査で、約6割。

「② 製造及び流通の実態」

- ・ 緑茶飲料においては、製造(消費)が5年間で約3.5倍、輸入茶葉も増加傾向。
- ・ その他の要望品目の中には、中間加工品(輸入調製品)の輸入量が増加しているものがある。
- ・ 国産の魚を海外で骨抜きを行うなど加工段階がグローバル化している。
(骨抜きの他にも、国産原料を海外で中間加工等をする事例はある。)

「③ 消費者の関心」

- ・ 原料原産地情報を含めて、食品に関する情報の提供に対する要望は根強い。

検討事項1: 20食品群を選定した考え方を現時点で変更するのか(その2)

(選定要件との関係)

原産地に由来する原料の品質が加工食品としての品質に大きく影響を与える

具体的な判断要素としては、品目横断的考え方を重視し、加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であることを基本として、原則として加工の段階が1段階のものを選定。



加工度が低くない食品でも、産地に由来する原料の品質が加工食品の品質に大きく影響を与えるものもある。



- 加工度が、2段階、3段階という要件では、同じ2段階でも品目によって加工技術の影響の度合い等が異なるため、区分けするルールとしては不十分なものとなり、より一層、品目毎の検討をせざるを得なくなる可能性がある。
- 「原産地に由来する原料の品質が加工食品としての品質に大きく影響を与える」との考え方の下、加工度が低いという要素を踏まえた上で、
 - ・原産地によって原料の品質に違いがあり、商品の差別化も含め多様であること
 - ・原料の調達先が海外も含め多様であること等の要素を重視して、製造や流通の実態の変化を踏まえた見直しを行うことができるのではないか。

検討事項1: 20食品群を選定した考え方を現時点で変更するのか(その3)

- ・ 20食品群を選定した際に、実行が困難とされた課題が、現時点で解消されているか。
- ・ 課題が解消されていない品目に表示義務を課す観点から、表示ルールに何らかの工夫ができるのか。

(実行可能性との関係: 1)

(1) 複数の原産国の原料の混合、切り替えが頻繁に起こる場合、同一商品においても、製造日により、原料の使用国、使用割合が異なるため、正確に表示できない。



このようなものに表示義務を課すには、

① 「A国又はB国又は…」との表示を広く認めるか。

※ 現状、使用割合や原産国が一定しない場合、「A国又はB国又は…」との表示は、当該原料農産物の価格や品質が表示された国において差がない場合についてのみ認めている。

② 「国産原料使用」と「外国産原料使用」との表示を認めるか。

→ 「外国産原料使用」との表示を認めると、原産国がわかっている場合においても、外国産でまとめた表示を行う事例がでてくる可能性がある。

③ 原産地ごとに分別流通していない原材料など、原産地情報が得られない場合、「原産地不明」といった表示を認めるか。

(実行可能性との関係:2)

(2) 輸入された中間加工原料は、原料原産地情報を得ることができない(例えば、A国において、周辺の数カ国から農産物を集め加工し、これを国内に輸入して、さらに加工して使用する場合、原料農産物の原産地は必ずしも把握できない)。



このようなものについては、原料原産地表示に代えて、中間原料の加工地(A国)の表示を認めるか。

- 海外で中間加工された原料には「A国」と書かれるが、輸入された農産物を日本で中間加工した場合、「国内製造」となってしまう。
- 中間加工された原材料をさらに組み合わせる場合などがあり、表示が複雑となるおそれ。

検討事項2:義務化対象品目だけ、原料原産地情報を表示すればよいのか

○ 消費者は、原料原産地情報を含め、食品情報の提供に対し根強い要望。

○ 製造業者等は、義務化対象品目以外についても、原料原産地情報を、できるだけ提供する努力を行うべきではないか。

○ ただし、優良誤認を招くなど、一方的な情報提供となっては意味がない。

〔 品質表示基準に定める義務表示と同じ方法で表示する場合と、「国産〇〇使用」等の強調表示の方法で表示する場合などがある。 〕



任意表示の積極的な推進と、任意表示についての考え方を整理して示す必要があるのではないか

(参考) 原料原産地表示の義務化対象以外のものへの原料原産地表示について

加工食品品質表示基準(抄)

第4条

(8) 原料原産地

3 対象加工食品にあつては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

具体的には

- ① 加工食品の原料原産地表示の対象品目の50%以下の原材料
 - ② 加工食品の原料原産地表示の対象外の品目の原材料
- においても、加工食品品質表示基準に従い、原料原産地表示を表示できる。

<①の例>

(ねぎま串セット(鶏肉60%、ねぎ40%)のねぎ)

名称 : ねぎま串
原材料: 鶏肉(ブラジル産)、ねぎ(国産)
内容量: 200グラム
消費期限: ○○○
保存方法: ×××
製造者 : △△△

<②の例>

(豚汁の豚肉、たまねぎ、大根、にんじん等)

名称 : 豚汁
原材料: 豚肉(デンマーク産)、たまねぎ(国産)、大根(国産)、にんじん(国産)、砂糖、……
内容量: 200グラム
消費期限: ○○○
保存方法: ×××
製造者 : △△△

検討事項3: 今後、原料原産地表示の対象品目選定要件を見直す場合の検討事項・課題等
(検討事項1及び2とも関連)

(消費者の要望)

- 消費者は、原料原産地情報を含め、食品情報の提供に対し根強い要望があることを踏まえる必要。

(JAS法による義務付けの意味)

- JAS法により表示を義務づける基本的な考え方を整理する必要。(義務表示は全ての業者が遵守する必要。遵守できなければ、指示・公表等、最終的には罰則付きで担保されている。)
- 自主的な任意表示の推進と表示の義務づけの要件の考え方との関係をどう整理するか。

(品目選定の要件関係)

- 20食品群を選定した際の、「加工度」、「単一原料の使用割合が50%以上」との要件との関係を整理する必要。
- 20食品群を選定した際に、実行可能性として示された課題がクリアされているのかを踏まえる必要。

(生産、流通、製造等の状況の変化)

- 国内での販売、流通等の実態の変化(見直し要件との関係)。
- 外国で加工された輸入調製品、魚の骨抜き加工などのように国産品を外国で加工する場合など、海外で加工された原材料の取扱いについて検討する必要。

(表示基準・方法のあり方)

- 表示基準・方法の弾力化を図るべきか(実行可能性との関係)。